

袋井市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

<発行>令和6年(2024年)3月

<編集>袋井市 環境水道部 廃棄物対策課・上下水道課
〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

【ごみ処理基本計画】

担 当：廃棄物対策課

電 話：0538-84-6057

E-mail：genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

【生活排水処理基本計画】

担 当：上下水道課

電 話：0538-84-6058

E-mail：suidou@city.fukuroi.shizuoka.jp

計画策定の考え方

●計画策定の趣旨

平成28年度に「袋井市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、更なるごみの減量化や再資源化、ごみの適正処理・処分を推進し、また、生活排水の適切な処理と水環境の保全に努めてきました。

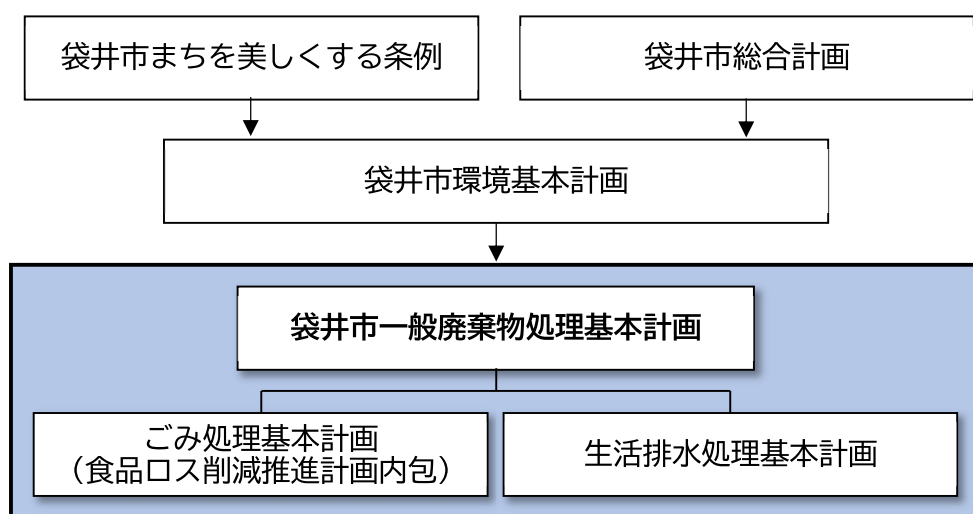
しかし、中遠クリーンセンターにおける可燃ごみ処理の逼迫した状況の改善と2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロにする目標に向けて、更なる可燃ごみの削減が不可欠です。このため、令和4年度からは「ふくろい5330運動」を推進しています。さらに、製品プラスチックリサイクルへの対応、食品ロスの削減など、新たな課題にも直面しています。このように、ごみ処理行政を取り巻く状況が変化していることから、計画の見直しを行いました。

●計画の目標年度

本計画は平成29年度から令和7年度までの9年間の計画として策定されましたが、「ふくろい5330運動」の目標年度に合わせて延長し、令和12年度までとします。

●計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成され、ごみ処理基本計画には、新たに食品ロス削減推進計画を含むものとします。

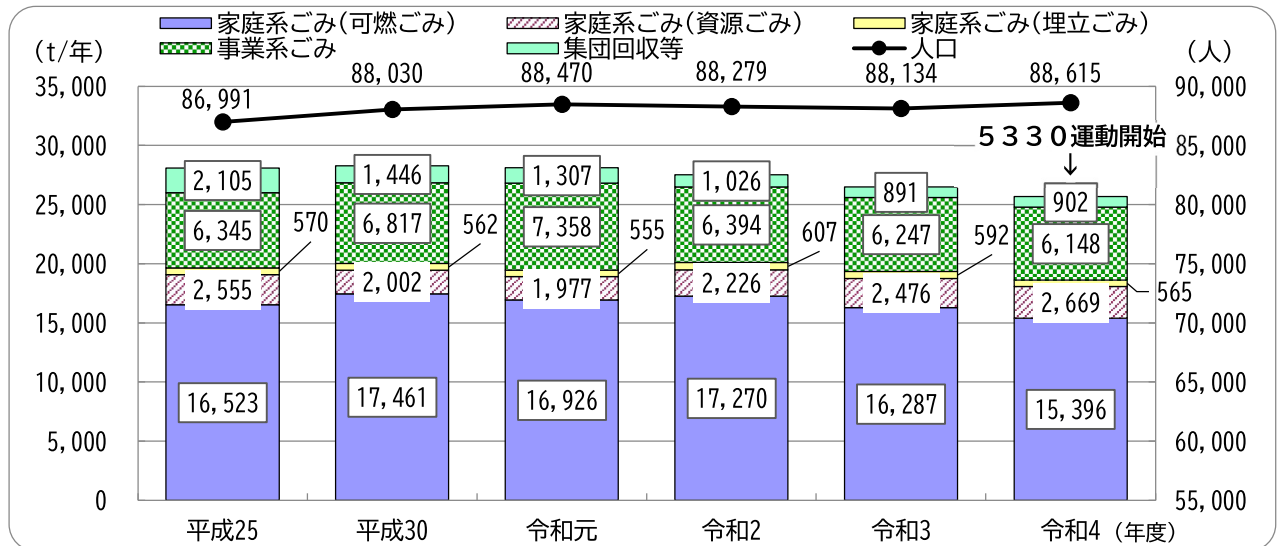


計画の構成

ごみ処理の現状と課題

●家庭系可燃ごみ

家庭系可燃ごみ排出量は平成27年度から令和2年度まで約17,000t程度と横ばいで推移していましたが、令和3年度以降、家庭系ごみは減少傾向にあります。この減少の一因として、令和4年度から展開している「ふくろい5330運動」による削減効果が挙げられます。

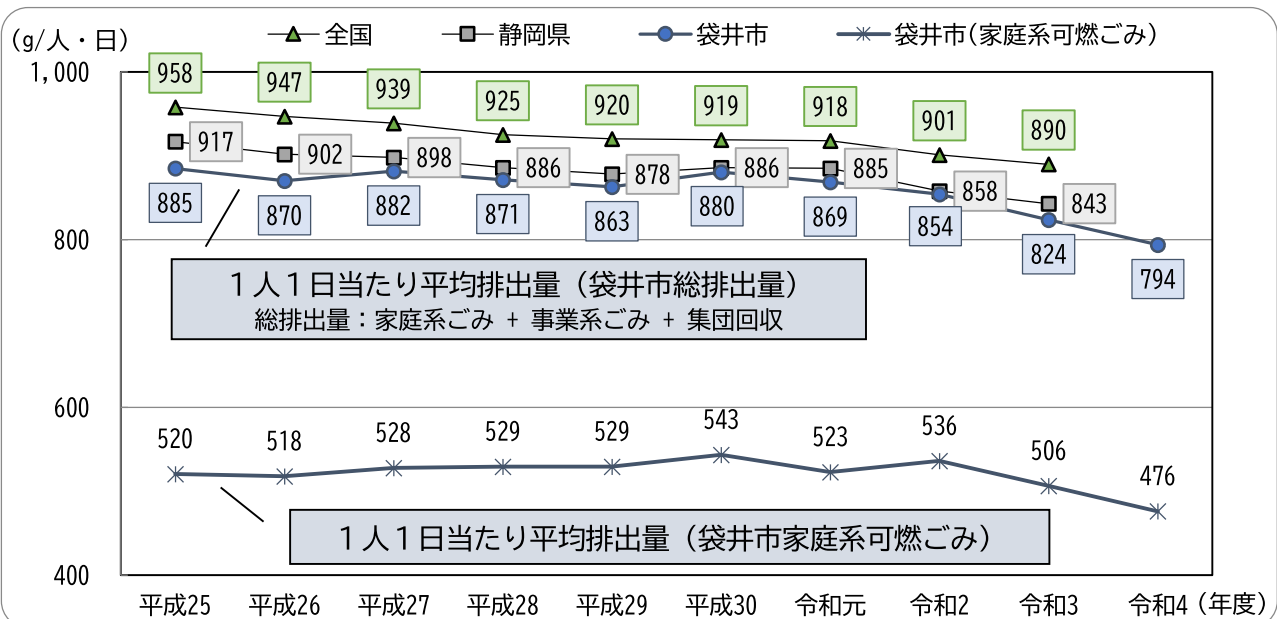


注) 人口は、環境省が実施する一般廃棄物処理事業実態調査における基準日(各年度10月1日現在)の数値
ごみ排出量の推移

●1人1日当たり平均排出量(総排出量)

令和3年度における本市の1人1日当たり平均排出量は824g/人・日で、全国(890g/人・日)及び静岡県(843g/人・日)より少なくなっています。

また、本市の家庭系可燃ごみの1人1日当たり平均排出量は、520g/人・日～540g/人・日程度で推移していましたが、令和4年度は476g/人・日となっています。

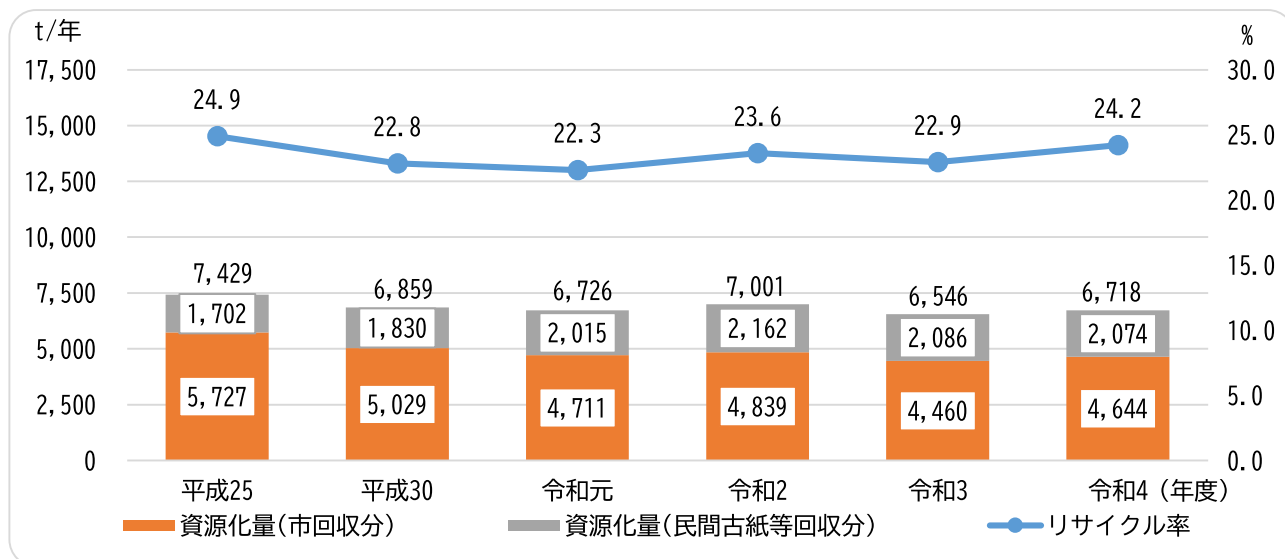


1人1日当たり平均排出量の推移

●リサイクル率

本市のリサイクル率は平成25年度には24.9%でしたが、令和3年度には22.9%まで低下しました。

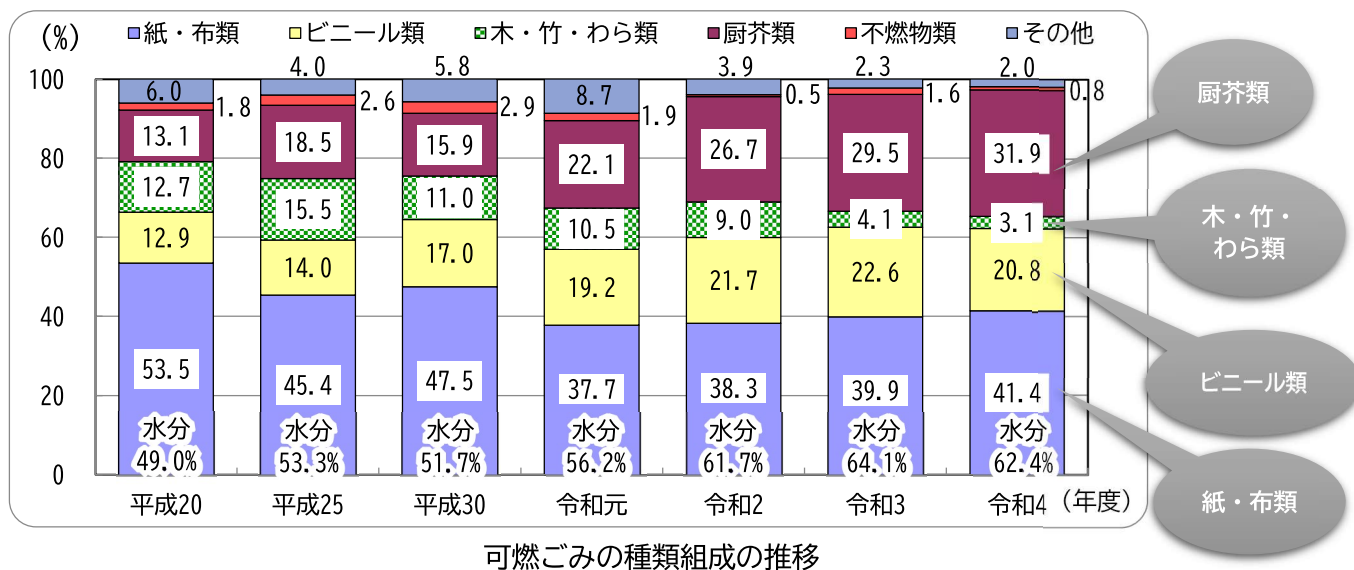
しかし、令和3年度から中遠クリーンセンターに直接搬入される剪定枝や刈草等の資源化、令和4年度には雑がみの回収や資源回収場所でのプラスチック製容器包装等の分別指導を行うなどの取組を開始し、令和4年度にはリサイクル率が24.2%まで向上しています。



リサイクル率の推移

●ごみの性状

令和4年度の可燃ごみの種類組成は、「紙類・布類」が41.4%と最も多く、次いで「厨芥類」が31.9%、「ビニール等」が20.8%の順となっています。平成20年度以降、「紙類(・布類)」、「木・竹・わら類」の比率が減少している一方で、「厨芥類」と「ビニール等」の比率が増加しています。ただし、「紙類」については、令和元年度以降、横ばいで推移しています。また、三成分では、水分が増加傾向にあり、令和2年度以降、60%を超えて推移しています。

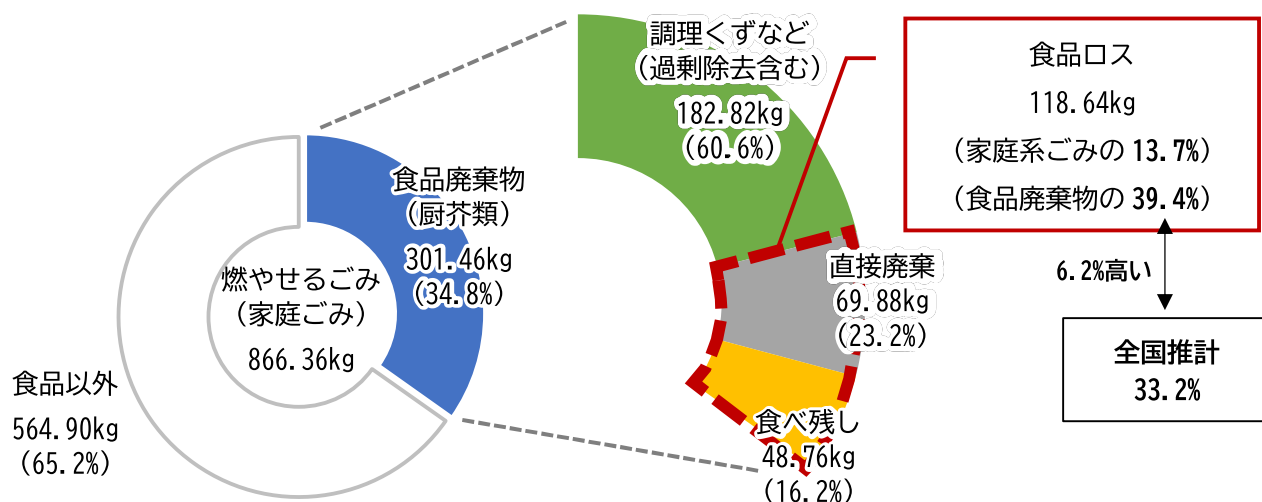


可燃ごみの種類組成の推移

●食品ロスの現状

回収した家庭系可燃ごみのうち、食品廃棄物（厨芥類）が 34.8%を占めていました。食品廃棄物のうち、直接廃棄が 23.2%、食べ残しが 16.2%を占め、食品ロスは 39.4%を占めていました。

また、燃やせるごみ全体に占める食品ロスの割合は、13.7%でした。この結果を全国推計と比較すると、本市は食品廃棄物に占める食品ロスの割合が高い結果となっています。



資料：「令和4年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」（令和5年3月 環境省）
食品ロスの割合（調査日：令和5年1月28日及び2月11日）

●ふくろい5330運動

本市では、以下に示す3つの目的を達成するため、可燃ごみを削減することが求められています。これまでにごみ削減効果の高いごみ処理有料化についても検討を行いましたが、市民説明会やアンケート等でのご意見を踏まえ、まずは、市民や事業者の皆様とともに、分別の徹底による可燃ごみ削減を目指すこととし、令和4年度からの有料化を見送りました。これを契機に、可燃ごみの削減に向けた取組として「ふくろい5330運動」を進めています。

この運動では、可燃ごみを令和6年度までに 15%、令和12年度までに 30%削減することを目標に掲げています。

可燃ごみ削減の目的

①中遠クリーンセンターにおける処理限界量超過の回避

中遠クリーンセンターの処理限界量は、年間 34,000t ですが、令和元年度の処理量は、32,930t（森町分を含みます。）となり、処理限界量の 96.8%に達しました。令和2年度以降、処理量は減少していますが、処理限界量の超過を回避する必要があります。

②可燃ごみ処理費の削減

令和4年度のごみ処理経費は約 12 億円です。このうち、処理及び維持管理費が9割以上を占めています。令和2年度以降、可燃ごみ処理量は減少傾向にありますが、電気代などの高騰により、処理及び維持管理費は増加傾向にあり、ごみ処理経費の削減が不可欠となっています。

③温室効果ガスの削減

本市は令和4年2月に、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするため、市民、事業者と一丸となって全力で取り組むことを宣言しました。プラスチックごみの焼却によって多くの温室効果ガスが排出されるため、可燃ごみの削減により、温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

●ごみ処理における課題

ごみ処理における課題については、以下のとおりです。

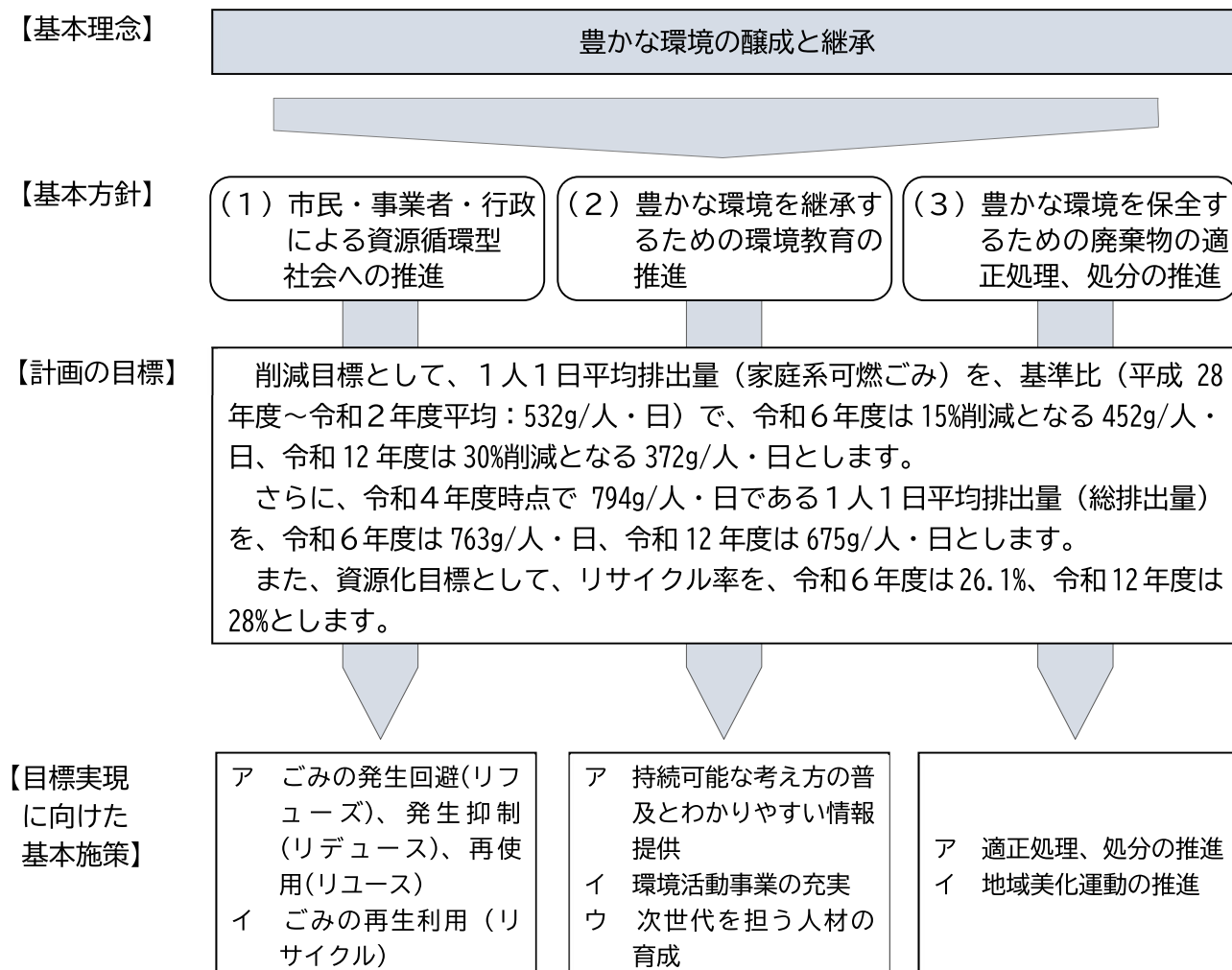
ごみ処理における課題

課題	内容
家庭ごみの削減	・中遠クリーンセンターの処理限界量の遵守やごみ処理費用の軽減、温室効果ガス排出量削減の観点から、さらに「ふくろい5330運動」を推進し、更なる可燃ごみの削減に取り組む必要があります。 ・「雑がみ」などの分別品目の周知徹底を図る必要があります。
事業者への対応	・リサイクル業者の紹介や改善に向けての具体的な指導を実施していく必要があります。
食品ロス対策・プラスチック資源循環への対応	・可燃ごみには、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が多く含まれていることから、食品ロス削減の啓発強化など一層の食品ロス対策が必要です。また、どうしても発生してしまう調理くずの排出を抑制するには、生ごみ処理機やコンポストの利用を促す必要があります。 ・野菜の皮や食材として利用しない部分は洗う前に皮をむいたり切ったりし、生ごみを捨てる前には水切りを行い、さらにできる限り乾燥させてから捨てるといった対策の周知徹底を図る必要があります。 ・プラスチックごみによる海洋汚染を防止するため、プラスチック製品利用の見直し、ポイ捨ての防止や清掃活動などにより、プラスチックの海洋への流出を防止する必要があります。 ・製品プラスチックの資源化に向けた検討を進める必要があります。
ごみ処理に必要な財源の確保	・ごみ処理及び施設の維持管理費は増加傾向にあり、ごみ処理のための財源を確保する必要があります。 ・可燃ごみの削減目標の達成状況などを考慮したうえで、財源確保、費用負担の公平性等の観点から、引き続き、ごみ処理有料化の研究を進める必要があります。
啓発方法の検討	・「ふくろい5330運動」の進捗状況やごみ削減効果を示し、更なる啓発をする必要があります。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育の必要があります。 ・市民や事業者にも更なるごみの削減と分別を促すため、ICT^{注)}の活用など新たな情報提供の方法を検討する余地があります。 注) Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の総称です。
リサイクル率の向上	・民間事業者の回収も含めた資源ごみの回収を促進し、資源ごみを排出しやすい環境を充実させていく必要があります。
新たな技術の活用	・紙おむつのリサイクルを行うには紙おむつリサイクルメーカーなどと協議を進める必要があるほか、紙おむつの排出が多い介護施設や病院等への協力を要請する必要があります。 ・国の方針を踏まえ、下水汚泥の肥料化の拡大を目指します。
効率的なごみ処理体制の整備	・ごみ処理経費の削減や収集・運搬の効率化を図るため、収集・運搬体制を見直す必要があります。 ・集団回収方式によりごみの収集を行っており、自治会の負担が大きいことから、ステーション方式への切替を検討する余地がありますが、場所の確保と設置コストが課題です。また、現在、ごみ袋への記名は不要ですが、記名式にすることでごみの削減につながっている事例などがあることから、記名式について検討する余地があります。 ・収集場所への日々のごみ出しが困難な世帯に対しても対応を検討する必要があります。
持続可能なごみ処理体制の維持	・中遠クリーンセンターについては、将来に向けて、更なる二酸化炭素の排出抑制や施設の長寿命化を図る必要があります。 ・中遠広域粗大ごみ処理施設の破砕機での火災事故を防ぐため、捨てる際に電池を外し、正しい分別を行うよう、市民に広く啓発する必要があります。
不法投棄等への対応	・不法投棄を防止するための対策として、監視体制を強化する必要があります。 ・不用品回収や集積、解体する行為について、現状の確認や指導を行い、条例により規制を強化しています。
災害への備え	・国の方針の変更、県の災害廃棄物処理計画の改定、各地の災害の教訓や訓練等での課題等を考慮し、継続的に「袋井市災害廃棄物処理計画」の見直しを行う必要があります。 ・災害時に迅速に行動するため、市職員が確実に必要な初動対応を行える仕組みの構築や周辺自治体との協力体制の構築、各種事業者や団体との応援協定の締結を進める必要があります。

ごみ処理基本計画

●ごみ処理基本計画の体系

本計画の基本理念は、総合計画の環境に係る政策を基本理念とし、この基本理念を実現させるために、3つの基本方針を定めています。

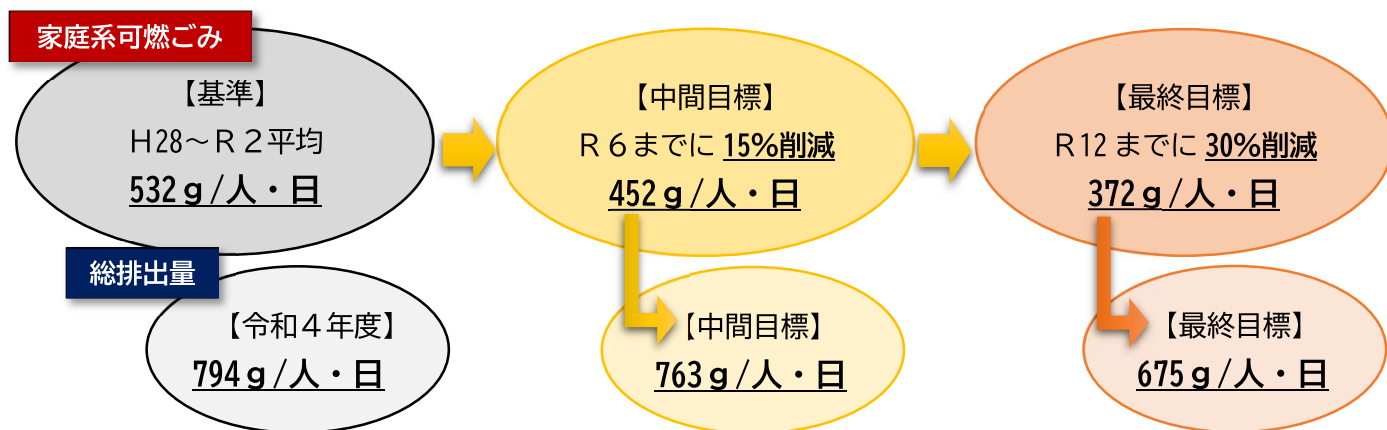


●数値目標

<ごみの削減目標>

「ふくろい5330運動」では、平成28年度から令和2年度までの家庭から出る可燃ごみ1人1日平均排出量の平均値を基準に、令和6年度までにこの1人1日平均排出量を15%、令和12年度までに30%削減することを目標としています。

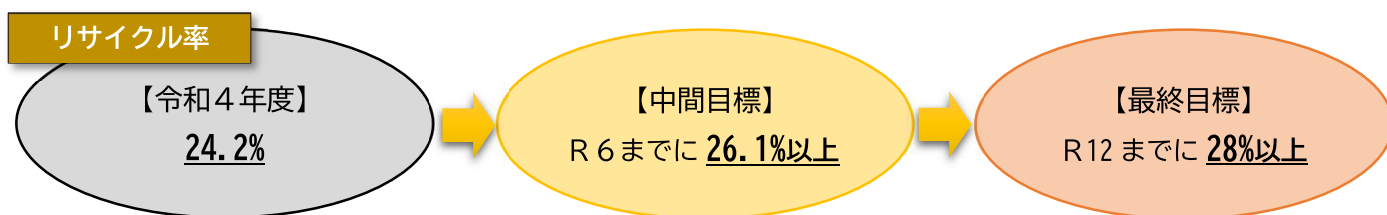
「ふくろい5330運動」を推進し、家庭での食品ロスの削減、生ごみ処理機の活用、生ごみの水切り、リサイクル可能な雑がみやプラスチック製容器包装の分別などにより、家庭系可燃ごみの削減を目指します。



<資源化目標>

本計画では、「ふくろい5330運動」の推進により、処理すべきごみを削減し、資源を節約するため、資源化目標としてリサイクル率を掲げます。国の目標^{注)}を参考に数値目標を設定するものとし、リサイクル率を、令和6年度には26.1%以上、令和12年度には28.0%以上に引き上げることを目指します。

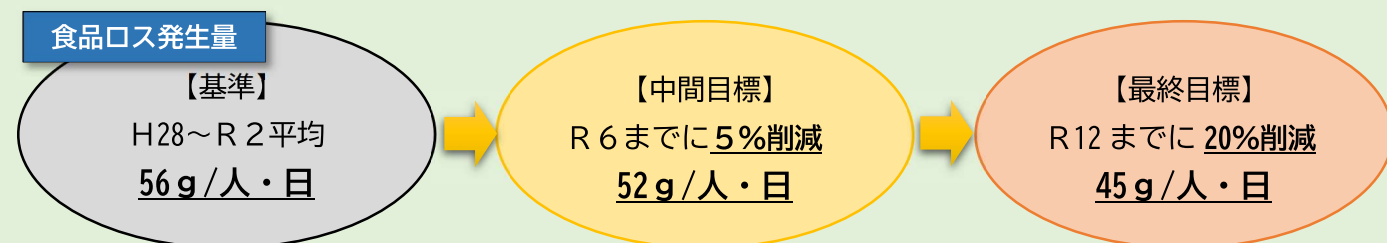
注) 第4次循環型社会形成推進基本計画の補助指標（一般廃棄物の出口側の循環利用率：28%）



食品ロス削減推進計画

<食品ロス発生量の削減目標>

家庭系可燃ごみの削減目標を踏まえ、食品ロス発生量の削減目標を設定しています。平成28年度から令和2年度までの1人1日当たりの食品ロス発生量の平均値を基準に、令和6年度までにこの1人1日当たり平均排出量を5%、令和12年度までに20%削減することを目指しています。



食品ロス削減のための取組内容

食品ロス削減	●食品ロス削減のための啓発、●フードドライブ^{注)}への協力 ●食品ロスダイアリーの利用の奨励、●エコクッキングの奨励 ●事業者による食品ロス削減への取組の促進
事業系ごみの資源化	●事業者への資源化ルートを紹介

注) 家庭に眠っている食品を学校や職場・食品募集受付施設などに集めて、フードバンクに寄付する活動のことです。

●施策体系

基本方針1 市民・事業者・行政による資源循環型社会への推進

基本施策ア 発生回避（リフューズ）、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）

- （ア）ごみの削減の推進 生ごみの水切りの奨励、リユースの促進、リユース拠点の整備
- （イ）食品ロスの削減 ⇒ 前項の表「食品ロス削減のための取組内容」を参照。
- （ウ）プラスチックごみ対策 「6 R県民運動」の推進
- （エ）ごみ削減対策の先進事例の調査と導入の検討 ごみ処理有料化の研究
- （オ）事業系ごみの排出抑制と環境に配慮したサービス事業への支援 事業系ごみの適正処理の推進

基本施策イ ごみの再生利用（リサイクル）

- （ア）資源ごみの分別収集
- （イ）中間処理施設での資源回収の継続
- （ウ）資源化の先進事例の調査と導入の検討 紙おむつのリサイクルの検討
- （エ）事業系生ごみの資源化
- （オ）プラスチックごみの資源化 製品プラスチックの資源化ルートの検討
- （カ）古紙等の資源化 雑がみの資源化
- （キ）草木・剪定枝、廃食油、生ごみの資源化 草木・剪定枝の資源化
- （ク）事業所が行うリサイクル活動への支援

基本方針2 豊かな環境を継承するための環境教育の推進

基本施策ア 持続可能な考え方の普及とわかりやすい情報提供

- （ア）「ふくろい5330運動実行宣言」による意識啓発 「ふくろい5330運動実行宣言」による意識啓発
- （イ）広報やホームページ等を利用した情報発信 広報やホームページ等を利用した情報発信
- （ウ）対象者に合わせた効果的な情報提供の手段の検討 対象者に合わせた効果的な情報提供の手段の検討

基本施策イ 環境活動事業の充実

- （ア）市民団体等との連携の促進
- （イ）イベントの開催・参加の促進

基本施策ウ 次世代を担う人材の育成

- （ア）学校教育との連携の強化 「ふくろい5330運動実行宣言」への参加呼びかけ
- （イ）地域での環境体験学習の推進

基本方針3 豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進

基本施策ア 適正処理、処分の推進（ア-1 適正処理、処分の推進に関する施策）

- （ア）製品プラスチックの資源化を見据えた収集・運搬体制の整備
- （イ）ごみ排出モラルの向上啓発
- （ウ）ごみ集積所の維持管理の適正化
- （エ）外国人向け普及啓発の充実 情報提供の方法や内容の見直し
- （オ）市で処分を行わないごみの周知徹底 ごみの出し方ガイド等を見直し
- （カ）不法投棄ごみの適正処理
- （キ）在宅医療廃棄物の適正処理と収集方法の周知徹底
- （ク）高齢者等排出困難世帯への支援 ごみ出しが困難な高齢者等への支援内容の検討
- （ケ）災害廃棄物処理体制の充実

基本施策ア 適正処理、処分の推進（ア-2 適正処理、処分の推進に関する体制・方法）

- （ア）収集・運搬
- （イ）中間処理計画処理フロー
- （ウ）最終処分

基本施策イ 地域美化運動の推進

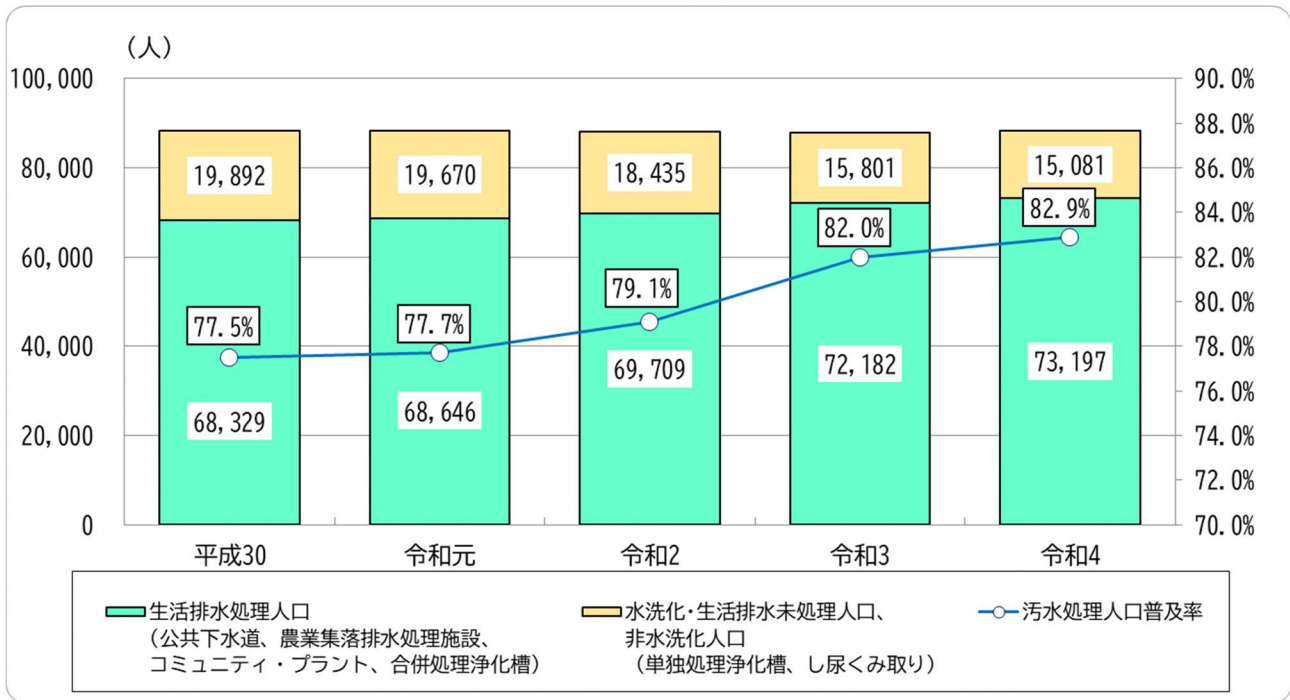
- （ア）ごみ収集ウォーキング
- （イ）環境美化運動の推進
- （ウ）ポイ捨て防止の推進
- （エ）不法投棄防止対策の推進
- （オ）野焼きの防止

注）朱書きの箇所は具体的な取組内容です。本編から取組内容の一部を抜粋して記載しています。

生活排水処理の現状と課題

●生活排水の処理状況

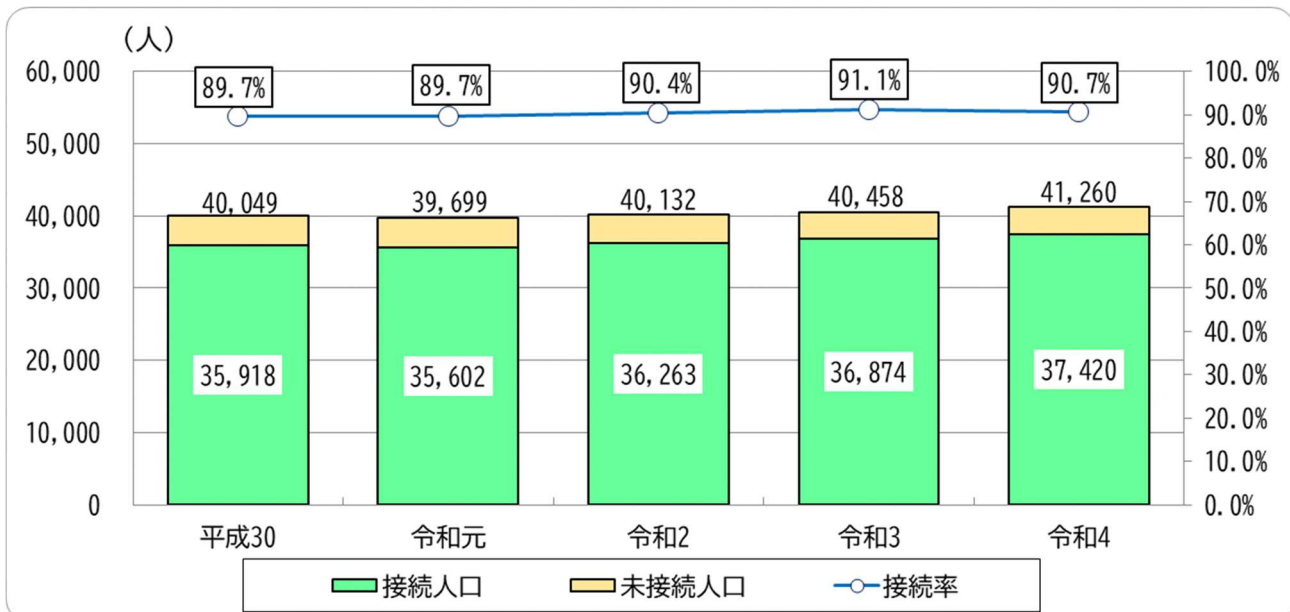
本市では、公共下水道の整備を行うとともに、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により生活排水の処理を行っています。令和4年度末において、汚水処理人口普及率は82.9%となっています。



生活排水処理形態別人口の実績

●水洗化率の実績

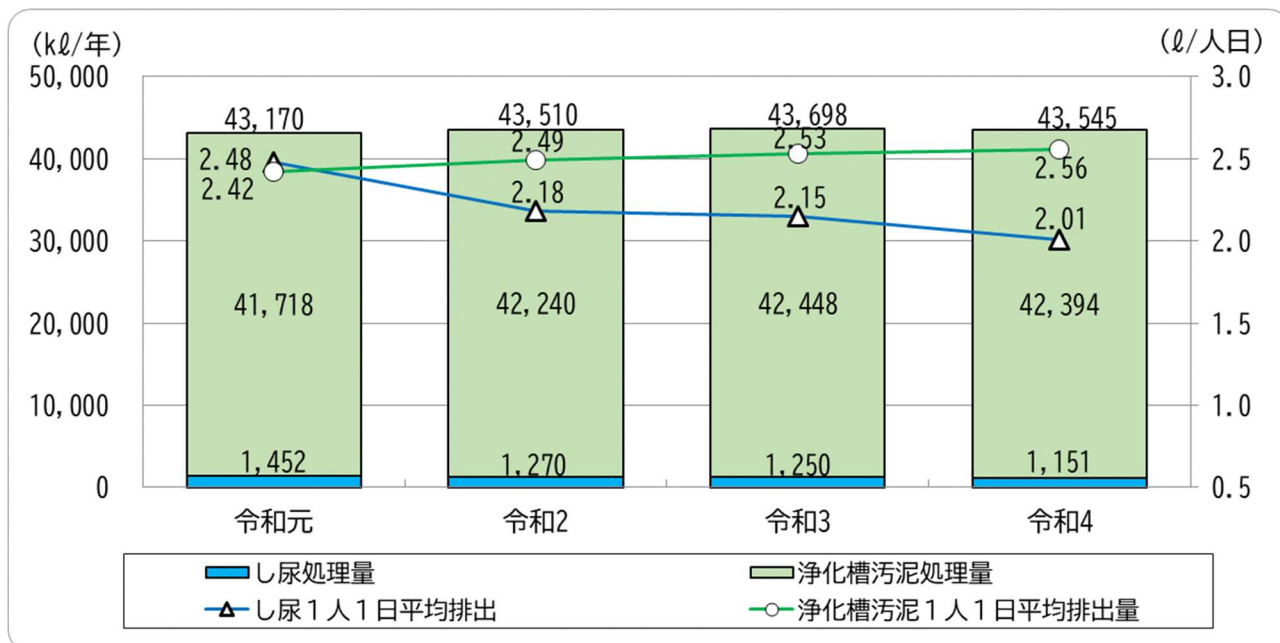
汚水の集合処理として、本市では公共下水道及び農業集落排水を実施しており、処理区域内の接続率は令和4年度末において90.7%となっています。



水洗化率の実績

●し尿・浄化槽汚泥の処理実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量を見ますと、し尿及び浄化槽汚泥は減少傾向にあります。



し尿・浄化槽汚泥の処理実績

●生活排水処理における課題

生活排水処理における課題については、以下のとおりです。

生活排水処理における課題

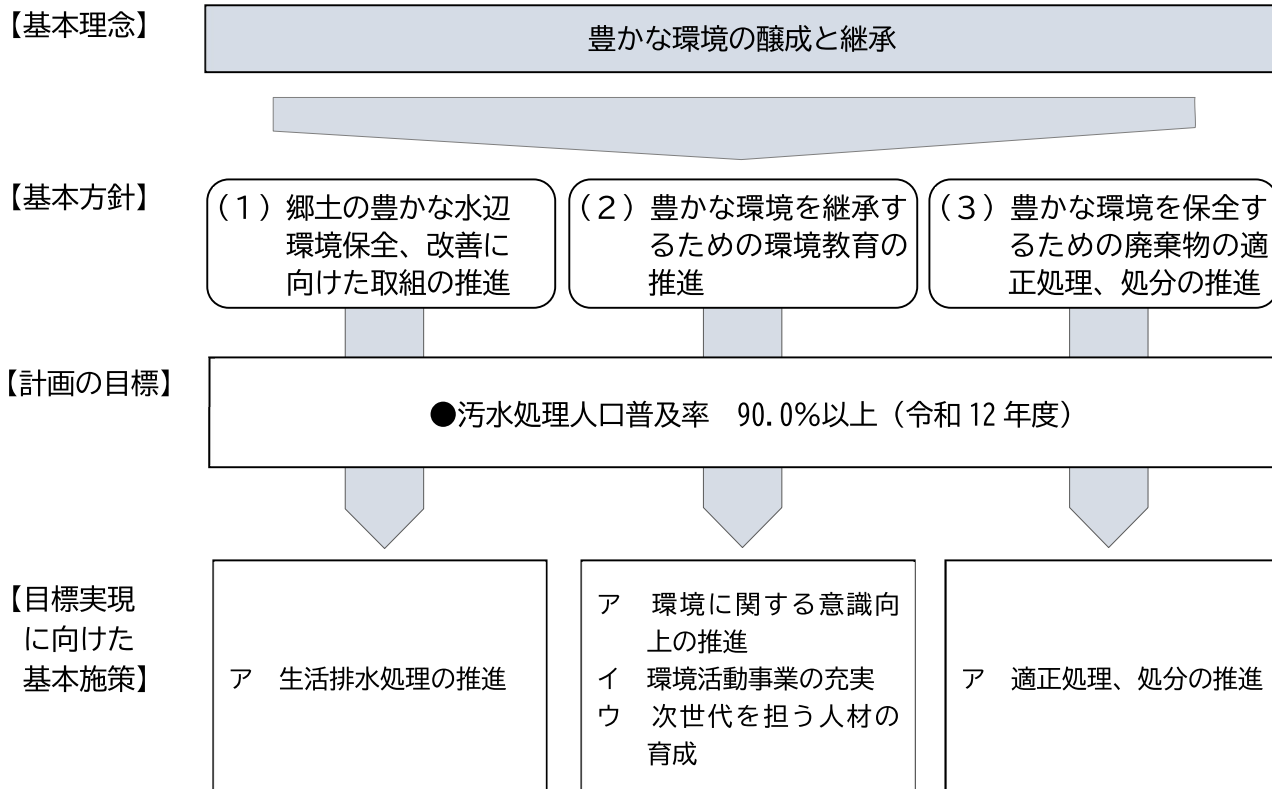
1 生活排水の処理における課題	
(1)	本市の汚水処理人口普及率は、令和4年度末において 82.9%となっており、全国平均 92.9%と静岡県平均 84.9%に比べ低い状況にあることから、計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、下水道計画区域外での合併処理浄化槽への付替えについて、補助金などを用いて促進していく必要があります。また、下水道整備区域内の住宅は、下水道への接続（水洗化）を速やかに行うよう指導していく必要があります。
(2)	将来の人口減少、管渠や処理施設の更新を踏まえた公共下水道区域における効率的な下水道整備を推進していく必要があります。
(3)	物価高騰による今後の下水道整備が遅れる可能性に加え、高齢化により、下水道への接続や単独浄化槽または汲み取りから、合併処理浄化槽への付替えが進まない懸念があります。
(4)	平成 29 年度の公共下水道区域の見直しに伴い、合併処理浄化槽整備区域を拡大したことから、合併処理浄化槽の効率的な整備推進を行う必要があります。
(5)	単独及び合併処理浄化槽の処理水は、法定検査や定期的な保守点検・清掃の実施が義務付けられています。県所轄の事業であるため、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう働きかけていく必要があります。
2 し尿・浄化槽汚泥の処理における課題	
本市では、袋井市森町広域行政組合の袋井衛生センターで、し尿及び浄化槽汚泥を全量処理しています。袋井衛生センターの処理能力は、150kl/日ですが、搬入される量は平成 27 年度に 137.6kl/日だったものが、令和4年度は 138.8kl/日となっています。今後は合併処理浄化槽の普及状況を踏まえ推移を観察していく必要があります。	

生活排水処理基本計画

●生活排水処理基本計画の体系

本計画の基本理念、目標の実現に向けた基本施策、計画の体系は次のとおりです。

- ◆生活排水の処理を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。
- ◆環境に関する活動や広報、教育を推進します。
- ◆廃棄物の適正処理、処分の推進に関する施策に取り組みます。



●数値目標

<汚水処理人口普及率の目標>

本市は、令和4年度末で汚水処理人口普及率が82.9%であり、今後も継続して生活排水処理施設整備の推進を図り、令和12年度における汚水処理人口普及率の目標を90%以上（0.9%/年の進捗）に設定します。また、中間年度の令和8年度は、86.9%とします。

計画の目標	汚水処理人口普及率 86.9%（令和8年度） 90.0%以上（令和12年度）
-------	---

●施策体系

基本方針1 郷土の豊かな水辺環境保全、改善に向けた取組の推進

基本施策ア 生活排水処理の推進

- (ア) 公共下水道による生活排水処理の推進
- (イ) 合併処理浄化槽による生活排水処理の推進

基本方針2 豊かな環境を継承するための環境教育の推進

基本施策ア 環境に関する意識向上の推進

- (ア) 広報やホームページ等を利用した情報発信
- (イ) 浄化槽法定検査の推進

基本施策イ 環境活動事業の充実

- (ア) 市民団体との連携の促進 市民環境ネットふくろい活動の推進
- (イ) イベントの開催・参加の促進 環境関連イベントの実施

基本施策ウ 次世代を担う人材の育成

- (ア) 学校教育との連携の強化
- (イ) 地域での環境体験学習の推進

基本方針3 豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進

基本施策アー1 適正処理、処分の推進に関する施策

- (ア) 収集・運搬体制の継続
- (イ) 安定的、計画的な収集・運搬の指導
- (ウ) 袋井衛生センターの適正な運転管理
- (エ) 下水汚泥等の肥料化の拡大とし尿汚泥の肥料化の検討
- (オ) 災害時の適正処理

基本施策アー2 適正処理、処分の推進に関する体制・方法

- (ア) 収集・運搬
- (イ) 中間処理計画
- (ウ) 最終処分計画

注) 朱書きの箇所は具体的な取組内容です。本編から取組内容の一部を抜粋して記載しています。